



(4) 造林面積が大きい造林公社等の森林勘定、長期借入金残高の比較

	平成 15 年度末 長期借入金 残高	平成 15 年度末 造林(管理)面 積 (ha)	平成 15 年度末 森林勘定等	平成 15 年度 補助金収入
岡山県林業公社	680 億円	25,000 超	688 億円	637 百万円
秋田県林業公社	292 億円	24,062	381 億円	257 百万円
岩手県林業公社	468 億円	23,465	603 億円	事業補助 292 百万円
島根県林業公社	487 億円	約 24,000	744 億円	469 百万円
兵庫みどり公社	510 億円	19,546	491 億円	447 百万円
滋賀県 2 公社	878 億円	19,624	1,004 億円	304 百万円

造林面積が大きい各都道府県造林公社等の長期借入金と森林勘定等の平成 15 年度末現在の残高を比較したのが上表である。滋賀県は造林面積が少ないのに、借入金、森林勘定とも最も多くなっている。その理由は次のとおりである。

① 滋賀県 2 公社は当初造林補助金を利用しなかったこと

当初、滋賀県の 2 公社は、補助金をもらわず借入だけで事業を行なう方が農林漁業金融公庫からの借入金利が低かったため（補助あり 6.5% 非補助 3.5%）造林補助金をもらわず、事業を実施したことならびに短期間で集中して大面積の造林を実施したため、資金的に円滑な事業推進が必要であったことから借入金が増え膨らんでしまった。他府県公社は概ね直接事業費を公庫資金 6 割、国・県補助金 2 割、府県借入金 1 割、その他 1 割で調達したと思料されるが、滋賀県 2 公社は補助金を利用せず、公庫資金 8 割、県他資金 2 割の借入のみで事業を行ない、造林補助金を取り入れたのは昭和 61 年度からで、その時すでに滋賀県公社は植林を終了していたし、びわ湖公社も植林の大半(S48~60)を造林補助金をもたらわずに実施した。

② 滋賀県 2 公社は共同水源林造成法人に認定されているため、融資条件が他府県公社より良く、結果として事業を借入金に頼って行なってしまったこと

滋賀県 2 公社は、国から将来の大都市における水需要量を確保するため創設された共同水源林造成公社 (全国で 3 法人) の認定を得ているため、公庫の林業資金の融資が 100%まで認められ、昭和 62 年には「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」により、長伐特認が認められ、償還期限が最長 55 年まで可能となったため、他の府県公社と比べて公庫の借入に頼った資金調達がなされたことにより、借入金が膨らんでしまった。

③ 下流団体の借入金利が 3.5%の複利計算だったため多額の金利 (未払分含む) が発生したこと

滋賀県公社の下流団体からの借入金金利は 3.5%の複利計算になっているため、平成 15 年度末現在 85 億円余りの多額の未払金利が発生し、この金額が森林勘定に含まれているため、滋賀県 2 公社の森林勘定は 1,004 億円と借入残高 878 億円を大きく上回っている。

④ 造林条件の悪さにより造林コストが高かったこと

滋賀県 2 公社の営林地の 6 割が湖北・湖西地域に集中しており、また、これらの地域は降雪量が多く、しかも湿雪なので木起作業が欠かせず、林道からの距離も離れている森林が多いため、造林コストが高かった。

⑤ 2 公社のためコストが余分にかかっていること

滋賀県のみ 2 公社のため、職員は両公社を兼任し一体的に森林管理し共同処理によりコスト縮減が図られたが、コストがかかり、また、そのコストを借入金で賄ったため、借入金、森林勘定ともに膨らんでしまった。

第 4 章 外部監査の結果

第 1 社団法人滋賀県造林公社の現状

1 過去 5 年間の分収造林事業の実態

過去 5 年間の分収林事業等 (立木の価値はゼロとした場合) の概算損益を滋賀県公社の決算書から要約すると以下の通りである。但し、受託事業の損益 (受託収入から受託に係わる委託費等を差し引いた受託事業利益が出る場合は損益がゼロとなるように管理費を受託事業費に振り替えている)、交付金収支 (収入と支出が同額) を除いている。

(単位: 千円)

収益の部	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	合計
1 分収林事業収入	3,948	65,534	9,212	10,834	2,805	92,333
2 補助金収入	121,589	112,645	121,235	123,110	73,279	551,858
3 その他収入	5,312	4,816	4,255	2,646	1,221	18,250
収入計	130,849	182,995	134,702	136,590	77,305	662,441
費用の部						
1 分収造林事業費	208,204	220,178	192,850	174,335	110,810	906,377
2 普及啓蒙事業費	1,560	1,320	1,004	1,004	—	4,888

3 管理費	92,479	105,989	88,881	81,230	78,507	447,086
4 支払利息	321,838	316,450	300,949	299,393	296,584	1,535,214
支出計	624,081	643,937	583,684	555,962	485,901	2,893,565
収支差額	▲493,232	▲460,942	▲448,982	▲419,372	▲408,596	▲2,231,124
4 支払利息 (未払)	576,521	417,675	444,168	470,409	497,279	2,406,052
5 退職給付費用	5,349	▲11,956	7,799	49,571	▲13,302	37,461
減価償却費	746	600	600	604	694	3,244
固定資産除却損等	9	27	27	88	104	255
支出を伴わない費用	582,625	406,346	452,594	520,672	484,775	2,447,012
費用計	1,206,706	1,050,283	1,036,278	1,076,634	970,676	5,340,577
差引損失	▲1,075,857	▲867,288	▲901,576	▲940,044	▲893,371	▲4,678,136

その他収入は雑収入 (受取利息を含む)、固定資産売却収入、基本財産利息収入等である。

上記のように樹木の木材資源としての価値を会計に反映しない場合、過去 5 年間の損失合計は 46 億 7 千 8 百万円にのぼり、1 年あたりの損失額は 9 億 3 千 5 百万円強にも達している。

2 公社設立当初から平成 15 年度までの累積損益

滋賀県公社の収支実績から昭和 40 年公社設立当初から平成 15 年度までの受託事業、交付金収支を除く累積損益を概算計算すると以下ようになる。

(単位：千円)

収益の部		費用の部	
造林補助金	1,745,325	①支出を伴う費用	
伐採等収入	407,886	造林事業費	13,466,840
		付帯事業費	1,935,174
		管理費	2,782,270
		伐採費用交付金等	128,961
		農林漁業金融公庫	
		借入金利息	9,010,399
		下流団体借入金利息	22,469
		支出を伴う費用計	27,346,113
		②支出を伴わない費用	
		退職給付引当金繰入	179,395
		滋賀県・下流団体借入金	
		未払利息	8,501,025
		支出を伴わない費用計	8,680,420
収入計	2,153,211	費用計	36,026,533
		差引概算累積損失	33,873,322 (A)

$$33,873,322 (A) / 6,983.46\text{ha} =$$

$$\underline{1\text{ha 当りの原価 } 4,850 \text{ 千円}}$$

滋賀県公社の設立以来の投下金額は、滋賀県公社作成の収支実績から概算で計算すると(ただし、受取利息、雑収入、減価償却費等は個別に把握できないのでカットしている) 338 億円を超えると想定される。この金額は平成 15 年度末現在の滋賀県公社の貸借対照表、資産の部、固定資産に計上されている分収林勘定合計 33,753 百万円とほぼ一致している。分収林勘定は森林、森林造成仮勘定から構成され、いずれも新植費、保育費、借入金支払利息、人件費等から造林補助金等を控除した額となっている。

即ち、分収林勘定は造林のために投下した直接費のみならず、管理費や借入金利息も含んでおり、その金額は滋賀県公社の設立以後の損失累計額（分収林の価値を考慮しない）とほぼ一致しているのである。

<結果>

- ① 森林 1 ヘクタール当りの原価がすでに 485 万円を超えている。

50 年生のスギ 1ha 当りの材積は 280~300 立方メートルであり、その売値は 1 立方メートル当たり平均して 10,000 円前後（現時点では）だとすると売価で 300 万円にしかならない。実際には搬出費用が立方メートル当たり同額程度かかり、しかも土地所有者に分収契約に基づく 4 割の分配も必要であり、現状では採算は全く合わない。今後、分収契約の 30 年延長により、確実に原価だけは増加する。民間では伐採までの原価を 1ha 当たり 200 万円以下に抑える努力がなされているが、公社の原価低減努力は足りないと言わざるを得ない。

- ② 植林コストより植林後のコストが膨大である。

植林を行なった昭和 40 年度から昭和 47 年度とその後の保育期間の支出を伴う費用は次のとおりである。

(単位:千円)

	S40~S47	S48~H15	合計
造林事業費	2,053,835	11,413,005	13,466,840
付帯事業費	178,828	1,756,346	1,935,174
管理費	272,903	2,509,367	2,782,270
支払利息	102,672	8,930,196	9,032,868
伐採等収入-伐採費用交付金等	-29,918	-249,007	-278,925
造林補助金	0	-1,745,325	-1,745,325
合計	2,578,320	22,614,582	25,192,902

植林後のコストが増えたのは植林後も下刈り、間伐、林道の整備等森林の価値を高めるため、公益的機能保持のための費用が必要とされた上に、分収造林契約の管理のコスト（境界の確定、契約者の相続、転居等に係わる諸費用等）、人件費、金利が増加したためである。この結果、植林終了後の費用が全体の 90%近くに上っており、民間では考えられない費用構造で経費削減の余地はあったと考える。

<参考>収支実績

(単位:千円)

年度	S40~47	S48~H15	実績計
公庫借入金	1,768,170	19,221,420	20,989,590
滋賀県借入金等	335,034	5,487,265	5,822,299
下流団体借入金	484,491	8,230,909	8,715,400
造林補助金	0	1,745,325	1,745,325
森林交付金	0	36,760	36,760
伐採等の収入	29,918	377,968	407,886
受託等の収入	0	642,504	642,504
受取利息、取崩収入等	17,253	375,257	392,510
収入合計	2,634,866	36,117,408	38,752,274
造林事業費	2,053,835	11,413,007	13,466,840
付帯事業費	178,828	1,756,345	1,935,174
管理費	272,903	2,509,367	2,782,270
公庫償還金元金	6,420	10,189,142	1,0195,562
利息	102,672	8,907,727	9,010,399
滋賀県償還金	0	0	0
下流団体償還金元金	0	10,706	10,706
利息	0	22,469	22,469

森林交付金	0	36,760	36,760
伐採費用交付金など	0	128,961	128,961
受託事業費預金支出等	13,490	1,129,433	1,142,923
支出合計	2,628,147	36,103,917	38,732,064
収支差額	-1,026	2,007	
次期繰越収支差額	6,719	20,210	

(注) 公庫借入金及び公庫償還元金には、施業転換資金の借換金が含まれている。
(H9=7,190,490 千円 H12=1,007,700 千円)

昭和 40 年度から平成 15 年度までの収入合計 387 億 5 千 2 百万円のうち、公庫、滋賀県及び下流団体からの借入金合計は 355 億 2 千 7 百万円に達しており、収入のうち約 92%が借入金によるものである。同期間の支出合計は 387 億 3 千 2 百万円で、そのうち借入金返済額は公庫 101 億 9 千 5 百万円と下流団体への返済金 1 千 1 百万円合計 102 億 6 百万円であり、差額の 253 億 2 千 1 百万円が平成 15 年度末現在残高として残っている。

この借入金残高 253 億 2 千 1 百万円と未払利息 85 億 1 百万円の合計 338 億 2 千 2 百万円が分収林勘定 337 億 5 千 3 百万円と見合っており、分収造林事業がすべて借入によって行なわれてきた実態を如実に示している。

3 財政状態の実態

滋賀県公社の財政状態の実態を把握するため、分収林の樹木の分収割合を考慮した現在の実質価値を求め、分収林勘定の帳簿計上額 33,753 百万円と比較する。又、分収契約を 30 年間延長したことによる今後の支出予想を行い、このままこの仕組みを維持した場合の分収林の主伐が本格化するはずの 40 年後に分収林勘定がいくらに膨らむかを予想し、木材の販売時にこのコストが取り返せるかを検証してみる。

○滋賀県公社の有する分収造林の樹木と樹齢 (単位 : ha) <平成 15 年度末現在>

樹齢	スギ	ヒノキ	マツ	計
33	833.5	289.13	8.51	1131.14
34	716.65	335.8	22.56	1075.01
35	726.45	244.99	46.29	1017.73
36	701.99	222.04	99.74	1023.77
37	616.44	286.73	155.99	1059.16
38	590.52	261.46	134.44	986.42
39	369.32	122.74	95.85	587.91
40	74.17		28.15	102.32
計	4629.04	1762.89	591.53	6983.46

○滋賀県公社市町村別管理面積 (単位 : ha) <平成 15 年度末現在>

市町村名	管理面積
大津市	269.67
志賀町	180.10
栗東市	37.99
旧甲西町	39.07
旧土山町	127.96
旧甲賀町	39.25